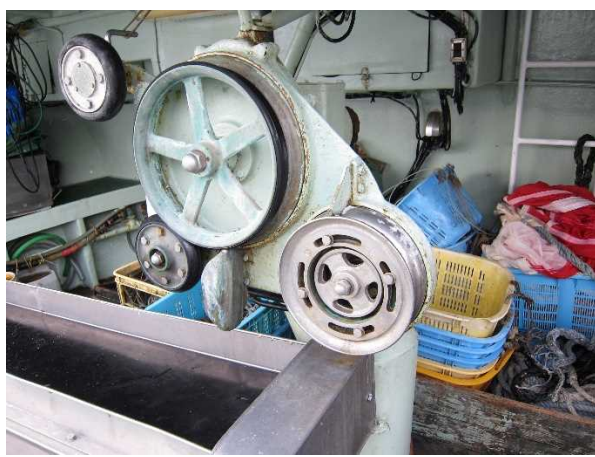
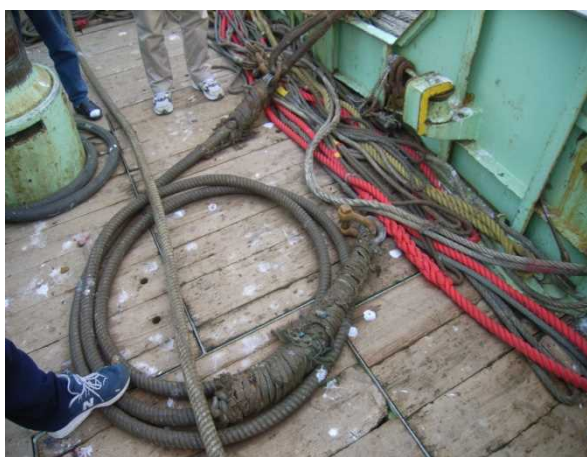


漁労中の死傷事故を防ごう！

～漁労機器等への巻き込まれや
落水による死傷事故の防止に向けて～



平成29年4月
運輸安全委員会事務局 仙台事務所

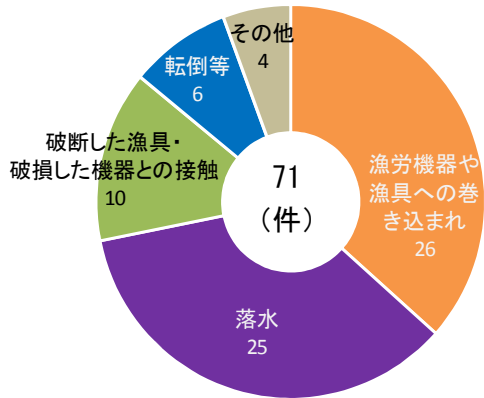


はじめに

運輸安全委員会が、平成21年から平成28年までの間に公表した船舶事故調査報告書のうち、仙台事務所が担当する区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県に接する水域）における漁船の乗組員が漁労作業中に死傷した事故（以下「漁労中の死傷事故」という。）について、発生状況を取りまとめるとともに、教訓となる事例を紹介します。

本資料が、漁船の乗組員の方をはじめ、漁業関係者の皆様に、漁労中の死傷事故について理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

漁労中の死傷事故は71件（死亡32人、負傷40人、行方不明2人、合計74人）で、その発生状況は次のとおりです。

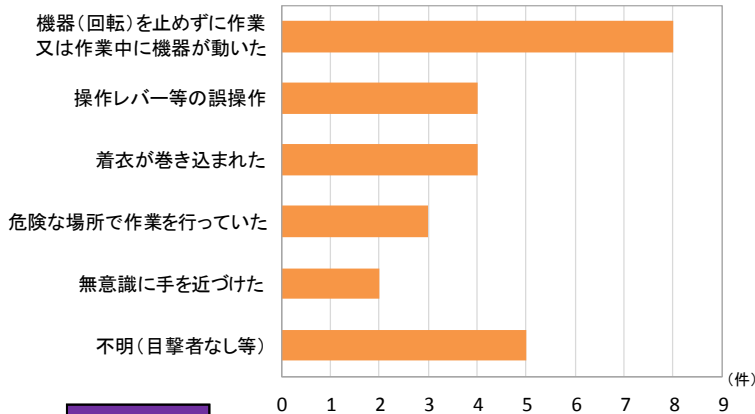


「漁労機器や漁具への巻き込まれ」と「落水」で全体の約7割を占めます。

漁労中の死傷事故の態様

漁労機器や漁具への巻き込まれ

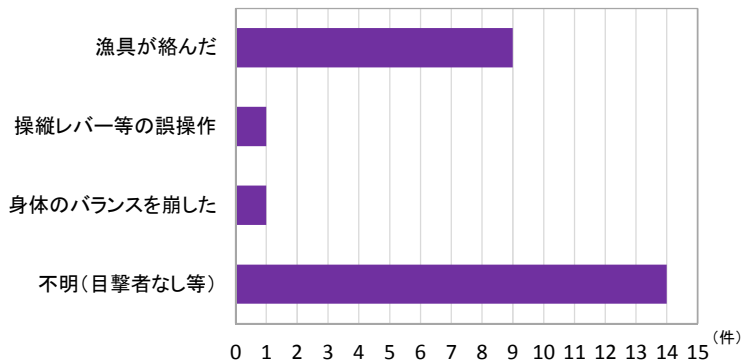
漁労機器や漁具に身体が巻き込まれた26件について、さらにその要因をみると次のとおりです。



「機器（回転）を止めずに作業又は作業中に機器が動いた（8件）」、「操作レバー等の誤操作（4件）」、「着衣が巻き込まれた（4件）」などとなっています。

落水

落水の25件について、目撃者がいないなど、その発生状況を明らかにできなかったものが14件ありますが、状況が判明した11件の要因をみると次のとおりです。



状況が判明した落水事故11件のうち9件は、漁具等が足などに絡んで海中に引きずられたことで発生しています。

事例①

漁労機器の停止を確認せずに作業を行い、巻き込まれて負傷

概要

本船（16トン）は、船長、機関員ほか2人が乗り組み、底びき網の揚網中、機関員が右手をボールローラに巻き込まれた。
機関員は、自力で右手をボールローラから外した。
天気：曇り、風向：西南西、風力：2、波高：約1m

事故の経過

船長は、甲板員2人と共に、ボールローラで揚網中、絡んだ網を海に戻すことにより、ボールローラから網を外したのち、船尾端で網の状況を見ていた

機関員は、網がボールローラから外れているのを見て、網を直そうと、操作レバーを中立に操作して、網をボールローラに挟み込もうとした

操作レバーが中立の位置を過ぎて逆転に入っていたことに気付かなかった

船長と機関員の間での連絡はなかった

機関員は、右手から網とともにボールローラに巻き込まれた（右鎖骨骨折、右肋骨骨折及び血気胸の重傷）

再発防止策

- ・揚網機を操作する際は、船長に報告した上、回転状況を目視で確認してから行うこと



【ボールローラに巻き込まれた状況を再現】



事例②

気の焦りから操作を誤り、漁労機器に巻き込まれて負傷

概要

本船（14トン）は、船長及び甲板員1人が乗り組み、底びき網の揚網中、船長が右腕から右胸までをボールローラに巻き込まれた。
船長は、甲板員により救出された。
天気：晴れ、風：なし、海上：平穏

事故の経過

船長は、揚網作業中、本船に近づいてくるえい網中の僚船を視認した

早く揚網作業を終えて本船を移動させようと思い、気の焦りを感じながら作業した

ボールローラの操作レバーを誤操作し、ふだんと異なる右手を網に掛けた

船長は、右腕から右胸までをボールローラに巻き込まれた（右多発肋骨骨折及び血気胸の重傷）

再発防止策

- ・漁労機器を操作する際は、作業に集中すること
- ・なお、他船の接近等に気付いたときは、作業開始前に注意喚起等の措置をとること



【船体全景】



【ボールローラ】



事例③

ロープが足に絡み、落水して行方不明

概要

本船（4.2トン）は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、底建網の揚網作業中、甲板員Aが落水した。

甲板員Aは、行方不明となった。

天気：晴れ、風向：西南西、風力：3、潮流：北に向かう強い潮流、波高：約1.0m

事故の経過

甲板員Aは、底建網のたまり（魚捕り部）を海底に固定するロープが海中で絡んだことから、揚網を中止してたまりを海中に戻したところ、潮流により漁網が圧流された

船長は、甲板員Aの叫び声で甲板員Aの足にロープが絡んでいるのに気付いた

漁網に取り付けたロープが海中に繰り出される際、同ロープに引かれて甲板員Aが船尾部から落水した

巡視船等による捜索が行われたが、甲板員Aは発見されず、行方不明となった

再発防止策

- ・甲板上で輪状にしたロープに足を入れないように注意すること



【船体全景】



まとめ

漁労中の死傷事故は、漁労機器や網・ロープなどの漁具に身体が巻き込まれる事故と落水事故が大半を占めます。

漁労機器や網・ロープなどの漁具に身体が巻き込まれる事故を防ぐには、漁労機器等の確実な操作及び停止等の確認を行うことが重要です。

漁具が絡んで落水する事故を防ぐには、コイルしたロープ類の中に足が入らないよう、使用する漁具類の整理整頓を行うなど、安全な作業環境を保つことが必要です。

安全操業を願っております！



問合せ先

運輸安全委員会事務局仙台事務所

〒983-0842

仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

Tel 022-295-7313 Fax 022-299-2340

